

定例記者会見(平成25年11月25日)

【市長あいさつ(要旨)】

- 平成25年小牧市議会第4回定例会提出予定議案の概要について説明する。今回、提出を予定している議案は、全部で47件。内訳は、条例案7件、一般議案25件、補正予算案10件、人事案2件、諮問3件となっている。
- 小牧市地域ブランドコンセプト及び平成26年度行政組織改正についても説明する。

【議案説明要旨】

《小牧市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について》

- 創造性及び機動性の高い組織を構築するための事務事業の見直しにより、市民産業部及び環境交通部を廃止し、地域活性化営業部、市民生活部及び子ども未来部を新設するものであり、組織改正により、次のとおり事務分掌の整備を行うものである。
- 危機管理に関することを市長公室から総務部に移管し、市税に関することを総務部から新設する市民生活部に移管し、新設する地域活性化営業部は、市の魅力の向上及び発信並びに観光に関すること、農林業に関すること、商工業に関することなど、主に、廃止する市民産業部の所掌事務を引き継ぎ、同じく新設の市民生活部は、交通安全及び防犯に関すること、生活環境の保全に関すること、廃棄物の処理及び清掃に関することなど、主に、市税に関することと廃止する環境交通部の所掌事務を引き継ぐ。
- 健康福祉部は、子育てに関する事務を新設する子ども未来部に移管し、市民産業部から戸籍及び住民基本台帳に関することを移管する。新設の子ども未来部は、子育て支援に関すること、青少年の健全育成に関すること、保育に関することを所掌する。また、環境交通部で所掌している公共交通に関することは、都市建設部に移管する。
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

《小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について》

- 消費税法の改正により、小牧市水道事業分担金徴収条例を始め、22の条例に規定する使用料等を改正するものである。いずれの条例も使用料等に転嫁する消費税の税率を5%から8%に引き上げるものであるので、使用料等の改正の算定方法について説明する。
- 小牧市水道事業分担金徴収条例のように、ある定められた額に一定の率を乗じる場合は、その率が消費税率8%となるようにし、青年の家を始め、使用料等の額の改正については、現在の使用料等の額を一旦、消費税を含まない額にするため、当該金額を1.05で割りかえし、その割りかえした金額の1円単位を10円に切り上げる。
- 消費税率を8%にして使用料等を算出するため、その切り上げた金額に、1.08を乗じ、その得た額の10円未満を切り捨てた金額を改正後の使用料とするものである。
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

《小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

- 地方税法の改正により、延滞金の割合の特例の見直しが行われ、先の第2回定例会において小牧市市税条例の延滞金の特例に関する規定が改正された。税外収入については、延滞金の割合の特例が定められていないが、市税に準じた取扱いとしていることから、延滞金の割合の特例を定めるものである。
- 内容は、各年の特例基準割合、これはその年の前年に租税特別措置法の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合であるが、この割合が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては、延滞金の割合が年14.6パーセントにあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とするものである。延滞金の割合が年7.3パーセントにあつては当該特例基準割合に年1パーセントを加算した割合とし、ただし、当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合とするものである。
- この条例は、平成26年1月1日から施行する。

《小牧市農業共済条例を廃止する条例の制定について》

- 尾張農業共済事務組合の解散に伴い、小牧市農業共済条例を廃止するものである。組合の解散の経緯については、平成22年11月に国から農業共済団体と都道府県に対して、より一層合理的で効率的な農業共済制度の運営を求める通知が出され、愛知県内6つの農業共済組合と愛知県農業共済組合連合会は、平成22年12月に愛知県特定組合化、1県1組合化の検討会を設置した。
- 平成24年11月に、愛知県農業共済特定組合設立推進協議会が設置され、平成26年4月に1県1組合化に移行することが決定された。現在、各組合において、解散の準備が進められている。各組合の解散後は、平成26年4月に、農業共済補償法に基づく民間組織の愛知県農業共済組合が設立され、そちらで共済事務が行われる。
- 農業共済の事務は、これまで、地方公共団体である市及び一部事務組合の事務として行ってきたが、地方公共団体としての事務を終えることから、小牧市農業共済条例を廃止する。
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

《小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

- 小牧勤労センターのテニスコートは、現在10面あり、全てハードコートであるが、その内の6面を砂入人工芝コートにするため、テニスコートの使用料の額を定めるものであり、新設の砂入人工芝コートを使用する場合は1面2時間につき430円とし、ハードコートを使用する場合は1面2時間につき、現行310円を320円とするものであり、ハードコートの使用料、施設使用料、附属設備使用料については、「小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」で説明したとおり、消費税率を8%にした使用料の改正である。
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

《小牧市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について》

- 消費税法の改正により、道路占用の期間が1月未満の場合において、算定した占用料の額に乗じる率を現行1.05を1.08とし、その他所要の規定の整備を行う。

- この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行する。

《小牧市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

- 「小牧市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と同様の趣旨による改正であるが、下水道事業受益者負担金の延滞金の割合は、都市計画法において年14.5%を超えない範囲で条例で定める割合とされており、本条例で、延滞金の割合を年14.5%、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25%としており、この延滞金の割合の特例を定めるものであり、その他所要の規定の整備を行う。
- この条例は、一部の規定を除き、平成26年1月1日から施行する。

《尾張農業共済事務組合の解散について》

- 解散の経緯は、「小牧市農業共済条例を廃止する条例の制定について」で説明をしたが、平成26年3月31日をもって、組合を解散するものである。

《尾張農業共済事務組合同規約の一部変更について》

- 組合の解散に伴う事務を承継する地方公共団体は、一宮市とし、この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

《尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について》

- 組合の解散により、組合の財産を全て一宮市に帰属させるものである。

《小牧市立味岡中学校改築工事のうち建築工事請負変更契約の締結について》

- 第2回臨時会で小牧市立味岡中学校改築工事に関する3つの工事請負契約の締結について議決されたが、この内、建築工事請負契約について、変更契約の締結を行おうとするものである。
- 請負契約者は、鴻池・サカイ特定建設工事共同企業体
代表者
名古屋市中区錦二丁目19番1号
株式会社鴻池組名古屋支店

執行役員支店長 梅本真氏で、
契約金額を1,923万2,640円増額し、23億4,603万2,
640円とするものである。

《尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業小牧口駅跨線橋工事委託に関する変更協定の締結について》

- 平成23年第3回定例会で議決した本協定について、変更協定の締結を行おうとするものである。

協定の相手方は、名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

名古屋鉄道株式会社

代表取締役社長 山本 亜土氏で、

協定金額を8,371万1千円減額し、4億3,209万9千円とするものである。

次に、指定管理者の指定議案であるが、指定管理者の指定期間はいずれも、平成26年4月1日から平成30年3月31日までである。

《小牧市青年の家及び創垂館》、《小牧市市民会館》、《小牧市公民館》及び《小牧市歴史館》は、任意指定により小牧市施設活用協会を指定するものである。

《小牧市スポーツ施設の指定管理者の指定について》

- 小牧市さかき運動場始め8施設の指定管理者は、任意指定により公益財団法人小牧市体育協会を指定するものである。

《小牧市温水プールの指定管理者の指定について》

- 公募により株式会社愛知スイミングを指定するものである。

《小牧市スポーツ公園運動施設の指定管理者の指定について》

- 総合体育館及びサッカーグラウンドの指定管理者は、任意指定により公益財団法人小牧市体育協会を指定するものである。

《小牧市コミュニティセンターの指定管理者の指定について》

- 小牧市西部コミュニティセンターの指定管理者は、公募により小学館集英社プロダクション・ダイケングループを指定するものである。

《小牧勤労センターの指定管理者の指定について》

- 任意指定により小牧市施設活用協会を指定するものである。

《小牧市ふれあいの家の指定管理者の指定について》

《小牧市総合福祉施設ふれあいセンターの指定管理者の指定について》

《小牧市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について》

- 任意指定により社会福祉法人小牧市社会福祉協議会を指定するものである。

《小牧市老人福祉センターの指定管理者の指定について》

- 小牧市第1老人福祉センターの指定管理者は、公募により特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定するものである。

《小牧市老人福祉センターの指定管理者の指定について》

- 小牧市第2老人福祉センターの指定管理者は、公募によりコニック株式会社を指定するものである。

《小牧市高齢者生きがい活動施設の指定管理者の指定について》

- 小牧市高齢者生きがい活動施設第1みどりの里及び第2みどりの里の指定管理者は、任意指定により公益社団法人小牧市シルバー人材センターを指定するものである。

《小牧市高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について》

- ふれあい高齢者デイサービスセンターの指定管理者は、任意指定により社会福祉法人小牧市社会福祉協議会を指定するものである。

《小牧市高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について》

- 岩崎デイサービスセンターの指定管理者は、公募により社会福祉法人小牧市社会福祉協議会を指定するものである。

《小牧市児童館の指定管理者の指定について》

- 小牧市小牧児童館の指定管理者は、公募により小学館集英社プロダ

クシヨン・ダイケングループを指定するものである。

《小牧市児童館の指定管理者の指定について》

- 小牧市西部児童館の指定管理者は、公募により小学館集英社プロダクシヨン・ダイケングループを指定するものである。

【補正予算案説明要旨】

《概要》

- 一般会計では、補正前の額から2億96万1千円を減額し、507億2,364万5千円とし、特別会計では、国民健康保険事業特別会計を始め7会計で2億2,648万4千円を追加し、269億9,705万8千円とするものである。
- 病院事業会計では、収益的支出で9,375万9千円を減額し、192億7,116万3千円とするものである。水道事業会計では、収益的支出で898万4千円を減額し、28億4,920万8千円とし、資本的支出では、789万4千円を減額し、18億8,535万2千円とする。

《平成25年度小牧市一般会計補正予算(第4号)》

- デマンド交通実証実験運行委託料である。様々な条件で実験データを分析することが必要であることから、現在定められている乗降場に加え、平成26年2月から自宅からも乗降できるようにするため増額するものである。
- 障害者医療費の返還金である。平成24年度の国庫及び県負担金の精算による返還である。
- 児童発達支援等給付費は、当初見込みよりも利用者、利用日数とも増加しているとともに、報酬単価が増えていることなどから、増額するものである。歳入の方では、一番上とその3つ下の国と県の障害者自立支援給付費負担金で一部手当てされる。
- 日中一時支援給付費である。利用者、利用回数が増加しているため、増額するものである。歳入の方では上から3つ目と5つ目の国と県の地域生活支援事業費等補助金で、一部手当てされる。

- 障害者福祉施設周辺整備工事費である。野口区内の、旧老人ホーム跡地の安全対策として排水路及び擁壁工事を行うものである。歳入の方では環境対策事業負担金で、全額手当てされる。
- 介護保険事業特別会計繰出金であるが、平成24年度の事務費繰出金の精算返還分を現年度の繰出金と相殺することなどにより減額するものである。
- 認可外保育所措置委託料は、10月に施設が3箇所増えたことなどにより、利用者数が増加したため、増額するものである。
- 子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託料は、子ども・子育て関連3法の公布に伴う新制度が平成27年度から本格的にスタートする予定だが、新制度の事務手続きなどに必要なシステムを構築するものである。歳入の方では子育て支援対策基金事業費補助金で、一部手当てされる。
- 生活保護費の返還金は、平成24年度の国庫及び県負担金の精算による返還金である。生活保護費の増額は、主に医療扶助費、出産扶助費の増加に伴う増額である。歳入の方では、生活保護費等負担金で、国庫が4分の3、市が4分の1の負担割合である。
- 電気料金は、道路照明灯の電気料金について、燃料費調整単価の上昇により、予算の不足が見込まれるため増額するものである。
- 土地区画整理事業特別会計繰出金は、小松寺他3特別会計への繰出金だが、小牧南土地区画整理事業における小牧口駅跨線橋工事委託料が工事完了により大きく減額となったことなどにより、繰出金を減額するものである。
- 公共下水道事業特別会計繰出金は、特別会計の人件費の減額によるものである。
- 人件費である。人事異動に伴う調整などによる減額、退職者の増に伴う退職手当の増額などである。
- 財政調整基金繰入金は、歳出予算の減額に伴う財源調整によるものである。

《繰越明許費の補正》

- 障害者福祉施設整備支援事業は、先程、歳出予算で説明したが、障害者福祉施設周辺整備工事費について、年度内の完了が見込めないため翌

年度に繰り越すものであり、子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託事業も、年度内の完了が見込めないため翌年度に繰り越すものである。

《債務負担行為の補正》

- 今回の債務負担行為の補正の大半は、指定管理者の指定議案の関連である。西部コミュニティセンター管理運営委託事業をはじめ19の管理運営委託事業において、指定管理者への指定期間を複数年度としているため、その間の委託料の支出が見込まれることによる設定である。
- デマンド交通実証実験運行委託事業は、歳出予算で説明したが、現在定められている乗降場に加え、平成26年2月から7月まで自宅からも乗降できるようにするため、限度額を増額しようとするものである。
- 市民課業務等委託事業、防犯対策巡回警備委託事業、粗大ごみ収集受付委託事業、公民館窓口業務等委託事業、まなび創造館窓口業務等委託事業、まなび創造館スポーツセンター管理運営委託事業は、業務を委託するにあたり、その受託者の準備期間を確保しようとするものである。
- 道水路官民境界査定委託事業は、次年度に委託期間がまたがるものについて、支障なく業務を進めるため設定するものである。

《平成25年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)》

- 歳入の前期高齢者交付金は、平成25年度の額の確定により追加交付を受けるものである。前年度繰越金は、前年度繰越金の財源化である。
- 歳出の退職被保険者等療養給付費は、予算の不足が見込まれることによる増額、後期高齢者支援金等から介護納付金までは、平成25年度の額の確定による減額で、返還金は、平成24年度の精算に基づく療養給付費負担金等の返還金である。

《平成25年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)》

- 人件費の補正である。

《平成25年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)》

- 歳入の一般会計繰入金、前年度繰越金は、歳出補正の財源調整として増額するものである。
- 歳出の上水道布設負担金は、物件移転が早期に進展し、新たに道路整備を行うため必要となるため増額するものである。物件移転補償費は、補償交渉において合意を得た地権者への補償を、時期を逸することなく行うため増額するものである。
- 繰越明許費については、住宅建築の設計変更等に不測の時間を要し、支障物件の年度内移転が困難となったため翌年度に繰り越すものである。

《平成25年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)》

- 歳入歳出は、人件費の補正によるものである。
- 繰越明許費については、建物設計等に不測の時間を要し、支障物件の年度内移転が困難となったため翌年度に繰り越すものである。

《平成25年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)》

- 歳入の一般会計繰入金は、歳出予算の減額に伴う減額である。
- 歳出の小牧口駅跨線橋工事委託料は、工事がほぼ完了し、委託金額が確定したため減額するものである。上水道布設負担金及びガス負担金は、補償交渉が進展し、新たに道路整備を行うためなどにより増額するものである。
- 継続費の補正である。小牧口駅跨線橋工事委託事業は、先程説明したとおり事業費の整理を行うものである。
- 繰越明許費については、住宅建築の設計変更等に不測の時間を要し、支障物件の年度内移転が困難となったため翌年度に繰り越すものである。

《平成25年度小牧市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)》

- 人件費の補正である。

《平成25年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)》

- 歳入は、歳出の給付費の増額に対する法定負担割合による負担金等の増額と、平成24年度の精算に伴う整理である。

- 歳出の地域密着型介護予防サービス給付費から高額介護サービス費までは、サービスの利用が当初見込みより増える見込みのため増額するものである。
- 返還金は、平成24年度の国、県からの地域支援事業交付金等の精算により計上するものである。

《平成25年度小牧市病院事業会計補正予算(第1号)》

- 収益的支出の補正は、人件費の減額である。

《平成25年度小牧市水道事業会計補正予算(第1号)》

- 収益的支出及び資本的支出の補正は、それぞれ人件費の減額である。
- 債務負担行為である。中央監視制御設備運転監視業務委託事業は、業務を委託するにあたり、その受託者の準備期間を確保しようとするものである。

《小牧市教育委員会委員の任命について》

- 委員 安藤和憲氏の任期満了に伴い、後任者に同氏を任命しようとするものである。

《小牧市公平委員会委員の選任について》

- 委員 小川淳氏の任期満了に伴い、後任者に同氏を選任しようとするものである。

《人権擁護委員候補者の推薦について》

- 委員 水野美江子氏の任期満了に伴い、後任候補者に同氏を推薦しようとするものである。
- 小牧市の人権擁護委員が増員となることにより、井上靖生氏、伊東和子氏の2人を新たに推薦しようとするものである。

《事故による損害賠償請求に係る和解について》

- 事故の内容であるが、平成25年7月6日午後7時14分頃、小牧市大字久保一色3528番地9の信号のない交差点において、救急搬送中の救急車が交差点に進入したところ、乗用車が交差点手前の一時停止線で一時停止せずに同交差点に進入してきたため、救急車と乗用車が衝突

したことにより、救急車の前部赤色灯、前部バンパー等及び乗用車の後部左側ドア、後部バンパー等並びに市道に設置されたガードパイプが破損したものである。

- 損害額は、小牧市は、救急車 93万3,188円、ガードパイプ 7万4,970円（計 100万8,158円）、相手方は、24万8,825円である。
- 和解の内容は、過失割合は、小牧市 1割、相手方 9割とし、小牧市の負担額は、相手方及びガードパイプの損害額の合計額の 1割である 3万2,380円、相手方の負担額は、救急車及びガードパイプの損害額の合計額の 9割である 90万7,342円とするものである。
- ガードパイプの損害額全額を相手方が既払いしていることから、相手方は、救急車の損害額の 9割に相当する額から小牧市の負担額を控除した金額を小牧市の指定する金融機関の口座に振り込むものとし、小牧市及び相手方は、本件損害賠償請求について、何ら債権債務がないことなどを相互に確認するという和解案である。

【小牧市地域ブランドコンセプトについて】

- 小牧市において、昨年度から地域ブランドについて研究をしている。今後、小牧市が目指すまちのイメージをブランドコンセプトとしてまとめた。
- 市民の小牧に対する基本的な意識であるが、住みやすいだとか、子育てしやすいというよい要素が挙げられるものの、市に対する愛着、誇りが低く、住み続けたいという思いである継続居住意向が低いということがわかった。
- ブランド連想の中では、連想の中心に小牧山があり、その小牧山の中心に連想イメージが広がっていることがわかる。また、まちの雰囲気としては、子育てに関する連想が広がっていることがわかった。
- ブランド資産・価値では、例えば神秘的な気分になれると思うといったイメージを数値化した感覚情緒価値だとか、夢や目標に近づくことができると思うといったイメージを数値化した自己実現価値が他都市に比べて低い結果がわかり、この数値の低さが市に対する愛着・誇りだとか、継続居住意向の低さの原因ではないかという結果となっている。
- 継続居住意向を高め、小牧市民の愛着・誇りを高めることを目標として設定した結果、自己が成長できる、あるいは夢や目標に近づけると感じられるまちを目指す必要があること、また小牧山について、資産としての価値を高めていく必要があることなどの課題が明らかになっている。
- 小牧市が持つ地域の資源の認知度や魅力度を分析した結果、課題解決に向けて活用できる資産は、子育て環境の充実、小牧山、織田信長となっている。
- そして、ブランドのキーワードを「Dream」「Challenge」「Innovation」とし、ブランドの柱を「小牧山」と「こども」としたところである。
- ここまでの内容については、昨年度、地域ブランド戦略基本方針として取りまとめ、報告したところである。
- 今回のブランドコンセプトであるが、このコンセプトは、本年度、昨年度の成果をヒアリングだとか市政モニターなどを活用してまとめた。ブランドの柱の一つは、現状、市民の連想の中心にある史跡小牧山を近世城郭のルーツ、信長の小牧山城として位置づける。2つ目の柱としては、現状の子育てしやすいまちを、こども夢・チャレンジNo. 1都市に

位置づける。この2つの柱から、今後小牧市は「夢・チャレンジ始まりの地 小牧」をブランドコンセプトとして、ブランド戦略を推進していく。

- 小牧山は、織田信長公が天下統一の夢を描き、そのチャレンジの第一歩として初めて城を築いた地である。私たちの掲げる夢・チャレンジの象徴としてふさわしい地である。小牧市は、その小牧山を見つめ、これからの未来を担う子どもたちが夢を描き、挑戦していける地となれるよう、全力を注いでいきたいと考えている。子どもの夢への挑戦をまち全体でみんなで応援する、そのことが世代を超えた市民のつながりを生み、全ての市民が支え合っていけるまちづくりになると確信している。
- 今後のスケジュールについて、今年度は、このコンセプトを受けて、コンセプトにあらわされたまちのイメージをより多くの人がわかりやすく、かつ共有しやすくするために、イメージを視覚化したロゴだとかキャッチフレーズを作成し、ブランドブックとして年度内に取りまとめて公表したいと考えている。
- そして、来年度については、新しい組織であるシティプロモーション課を中心に、全庁的に推進していく予定である。

【平成26年度行政組織改正について】

- 今回の行政組織の改正について、創造性、機動性の高い組織体制を構築するために、1つには、総合計画新基本計画の7つの施策推進の視点を意識した組織改正とした。2つ目には、新たな行政課題に対して、迅速かつ効率的な行政サービスを提供できる組織体制の整備とした。3つ目には、市民にとってわかりやすく、親しみが持てる組織名を基本方針として、この3つを基本方針として、新年度行政組織の改正を行うこととした。
- 市長公室についてであるが、協働推進課は、生活交流課より、区長会業務とコミュニティ業務の連携を図るため市民憲章、集会施設など一部事務の移管を受け、広聴係を廃止し、コミュニティ広聴係を新設する。また、迅速かつ実働的な危機管理体制のさらなる確立を図るため、災害対策本部機能の拠点となる庁舎及び公用車等を所管する総務部に危機管理課を移管し、4課体制とする。
- 総務部については、新たに危機管理課を所管するとともに、市民税課・資産税課・収税課・収納対策室を市民生活を支える基盤となる業務や市民生活に直結する業務を集約し新設される市民生活部に移管し、5課体制とする。情報システム課については、情報企画係と情報処理係を統合し、情報システム係を新設し、事務の効率化を図る。
- 市民産業部・環境交通部については廃止し、地域活性化営業部・市民生活部を新設する。地域活性化営業部については、産業・交流の活性化を図るため、シティプロモーション課・農政課・商工振興課・企業立地推進課の4課体制とする。新設するシティプロモーション課では、観光振興をさらに発展し、市の様々な魅力を発掘・創造して効果的に発信するシティプロモーション活動を推進するため観光交流係とにぎわい創出係の2係体制とする。また、商工振興課は、観光関係業務をシティプロモーション課に移管し、新産業の創出・育成及び既存産業の活性化を更に図るため新産業創出係を新設し、商工労政係との2係体制とする。また、企業誘致、企業立地に対する推進体制の強化を図るため企業立地係を課として独立し、企業立地推進課を新設する。
- 市民生活を支える基盤となる業務や市民生活に直結する業務を集約所管する市民生活部については、市民安全課・市民税課・資産税課・収税課・債権回収特別対策室・環境対策課・廃棄物対策課・リサイクルプラ

ザの 8 課体制とする。交通安全・防犯・相談業務を一元化し、安全で安心なまちづくりを推進するため市民安全課を新設し、相談係と交通防犯係の 2 係体制とする。債権回収の強化を図るため債権回収特別対策室は、収納対策室から名称変更し、あわせて係も収納対策係から債権回収係に名称変更する。また、空港周辺環境対策は、環境行政と密接なつながりがあるため環境対策課には、空港対策係を新設する。

- 健康福祉部については、福祉事業対象者の増加及び権限移譲に伴う業務量の増大に効率的に対応するため、福祉課・長寿介護課を廃止・業務を再編し、福祉総務課・地域福祉課・介護保険課の 3 課を新設し、また、本庁舎 1 階の市民サービス部門を一元化し連携を図るため市民産業部から市民課を移し、保健センター・保険年金課とあわせて、6 課体制とする。
- 子どもや子育てに関する施策を重点的、総合的に推進するため、健康福祉部からこども未来部を独立・新設し、こども政策課・保育課の 2 課体制とする。こども政策課は、子育て支援施策と子どもそのものに焦点を当てた青少年施策を一元的に総括して取り組むため健康福祉部子育て支援課から子育て支援係、教育委員会事務局生涯学習課から青少年育成係を移し、2 係体制とする。保育課は、就学前の子どもに関する窓口の一元化を図るため、現行の子育て支援課から保育係、学校教育課から「幼稚園」の移管を受ける。
- 都市建設部については、公共交通施策、都市景観や都市計画などの事務を総合的に推進するため都市政策課に、交通政策係を新設する。
- 市民病院事務局の病院総務課には、病院建設事務を推進するため施設係を新設する。また、医事課については、業務係を医事係に統合し業務の効率化を図るとともに、病歴係をより市民に分かりやすい名称とするため診療情報管理係に名称変更する。
- その他の部局について改正はない。以上が今回の改正案の概要である。現行組織より 1 部 2 課 1 係増の 1 2 部 5 6 課 1 4 5 係となる。